

川口市社会人サッカー連盟リーグ規約

第1条【リーグ運営】

リーグ編成は前年12月末の時点において、来期登録予定チーム数より会議をもって決定する。

第2条【試合方法】

各部とも全チームによる総当たり形式とする。

第3条【競技規則】

- 1 試合時間は80分(前後半各40分、インターバル10分)とし、勝敗の決しない場合は引き分けとする。
- 2 試合の不成立
 - (1) 試合開始時刻に7名に満たなかった場合、主審は所定時刻に試合不成立を宣言する事とする。その場合の試合結果は不戦勝(敗)としスコアは3-0、不戦勝チームは勝ち点3、不戦敗チームは勝ち点-1とする。
 - (2) 試合中、何らかの事情により一方のチームの選手数が7名未満となった場合、主審は試合を中止する。その場合の試合結果は不戦勝(敗)としスコアは、3点以内なら3-0とし、それ以上の点差の場合は試合を中止した時点のスコアを反映する。不戦勝チームは勝ち点3、不戦敗チームは勝ち点より-1とする。
- 3 交代要員の数
 - (1) 1部については、メンバー表に記載された交代要員7名のうち5名までとする。
 - (2) 2部については、メンバー表に記載された登録選手を対象とし、延べ15名までとする。(交替して退いた競技者の再出場も可)
- 4 退場処分及び累積警告
 - (1) 退場処分を受けた選手は次の1試合に出場できない。また、その後の処分については本規約第9条の罰則規定に準ずるものとする。
 - (2) 累積警告による出場停止について、9試合以上は累積3回、9試合以下は累積2回に及んだ選手は次の1試合を出場停止処分とする。
- 5 前項の規定外は、日本サッカー協会競技規則による。

第4条【参加資格】

川口市サッカー協会社会人連盟登録要領の条件を満たしているチーム。

第5条【順位決定】

1 勝ち点は次のとおりとする。

- (1) 勝ち 3点
- (2) 引分け 1点
- (3) 負け 0点（不戦 -1点）

2 リーグにおける順位の決定

全日程が終了した時点で、勝点合計の多いチームを上位とし、順位を決定する。
但し、勝点と同じ場合は

- ① 得失点差
- ② 総得点数
- ③ 当該チーム間の対戦成績

の順により、順位を決定する。上記で決定しない場合は同順位とするが、優勝及びリーグ昇格・降格に関わる場合は順位決定戦を行うこととする。

3 埼玉県南部ブロック決勝大会への出場

1部リーグ順位上位チームから参加の義務を負う。

※出場枠（登録チーム数…7～13→1枠、14～20→2枠、21～27→3枠）

第6条【リーグ入替】

- (1) 1部最下位チームと2部1位チームとの自動入替とする。
- (2) 本規約第1条の規定より、この限りではない。

第7条【審判員】

審判員は予備審判員を含む4名で行うこととする。

主審は有資格者とし、副審及び予備審判員については有資格者が望ましい。また、審判員は黒色の審判ウェアを着用のうえ左胸に審判ワッペンを着装しなければならない。

予備審判員についてはウェアの着用義務は求めないが、主審及び副審の代理を担う可能性もあり、所持していることが望ましい。

なお、一人の主審が連続して試合を担当することは禁止とする。

※審判員の判定は絶対であり、原則として判定が覆る事はない。

但し、審判員の判定が最新の競技規則からあまりにも逸脱している、またそれに伴い今後のリーグの運営及び結果に影響を及ぼすような事態の場合、審判委員会・事務局・規律委員会に文書にて報告する。

該当部門は上記報告書を基に調査を行い、事実であれば当該審判員、及びその審判員を派遣したチームに対し注意、もしくは罰則を与えることができる。

【補足】意見書・報告書については必ずクラブ代表者の名義で提出すること。選手個人による書面については原則として受け付けないものとする。

第8条【運営本部】

リーグ当日の運営を円滑に行うため、運営本部を設置する。運営本部を任命されたチームは以下の任務を行うものとする。

- (1) 当日の会場使用可否判断及びグラウンドの管理
- (2) 中止時の連絡（当該チーム・管理事務所・事務局）
- (3) 選手及び審判員の用具チェック

※選手の用具に規定違反がある場合、本部運営者は試合開始までに是正を促し、違反を解消できるまで当該試合への「出場」を認めてはならない。

なお、試合中に規定違反が発覚した場合にはアウトオブプレイの際に本部運営者から主審に申告し、主審の承認を得た上で当該選手をグラウンドの外に出し、速やかに違反を解消させること。

※審判員の用具に不備や規定違反がある場合、本部運営者は試合開始までに是正を促し、違反を解消できるまで当該試合の「開催」を認めてはならない。

※規定違反が起因による試合開始時刻の遅延・変更は一切認めないものとする。

- (4) 日程終了後のグラウンド整備の指示 〈神根グラウンド〉

(5) 試合結果報告書の提出

※試合開催日の翌日までに事務局へ提出すること。

(6) 審判報告書の提出

※重要案件（退場処分など）が発生した場合、主審直筆の報告書を即日中に事務局へ提出すること。

なお、異常報告のない試合については、必要に応じて提出とする。

第9条【罰則】

1 次の各項目に該当する選手及び役員は以下の処分を受けるものとし、その処分は年度を繰り越すものとする。

(1) 他の選手、チーム役員（監督、コーチ等）、役員、職員、その他の競技に立ち会っている関係者（以下「選手等」という）に対する暴行、脅迫および一般大衆に対する挑発・差別・罵声行為

- ・ 1回目の場合：最低2試合の出場停止処分
- ・ 繰り返した場合：最低4試合の出場停止処分

※選手に対する審判員の不適切な発言、本部席・観客席からの選手にとって不快な罵声も罰則の対象とする。

※行為を行ったとされる者が登録選手でない等の場合には、その者に試合会場及び主催大会への立ち入りを禁ずる措置を講じる場合もある。

(2) 選手等に対する著しい暴行、脅迫行為(乱暴、喧嘩等を含む)

- ・ 1回目の場合：最低6試合の出場停止処分
- ・ 繰り返した場合：最低12ヶ月の出場停止処分

(3) 審判員に対する侮辱または公然の名誉毀損行為

- ・ 1回目の場合：最低2試合の出場停止処分
- ・ 繰り返した場合：最低4試合の出場停止処分

(4) 審判員に対する傷害の意図のない乱暴な行為

- ・ 1回目の場合：最低4試合の出場停止処分
- ・ 繰り返した場合：最低8試合の出場停止処分

(5) 審判員に対する暴行、脅迫行為

- ・ 1回目の場合：最低12ヶ月の出場停止処分
- ・ 繰り返した場合：無期限の出場停止処分

2 次の各項目に該当するチームは以下の処分を受けるものとする。

- (1) 選手の不正登録や不正出場を行った場合、当該チームを失格とし発覚した時点が試合中の場合は試合を中止し、当年度のリーグへの参加及び次年度のリーグへの参加を認めないものとする。
- (2) 年度において不戦敗を複数回行ったチームは、当該年度の参加は認めるものとするが、リーグ全日程を終了した時点での勝ち点は「0」とする。
また、次年度以降の出場については当該チームと常任理事会の間で協議し決定する。
- (3) 割当てられた本部運営を怠ったチームは、当該年度の参加は認めるものとするが、リーグ全日程を終了した時点での勝ち点は「0」とする。
また、次年度以降の出場については当該チームと常任理事会の間で協議し決定する。
- (4) 審判員の不備・規定違反（用具の未着用または不足、無資格者の主審担当）の状態で開催した場合は、本部運営チーム・審判派遣チーム・当該チームの全てを罰則の対象とし、常任理事会にて協議する。
なお、その試合は消化済み無効試合とし、大会成績には反映しないものとする。
- (5) その他上記項目に当てはまらない事項に関する懲罰については、常任理事会にて決定を下すものとする。

第10条【リーグ戦当日の注意事項】

- (1) 当日運営本部に当たっているチームは、神根グラウンドについては前日に管理事務所（北スポーツセンター）よりグラウンドの鍵を借用する。
使用后、速やかに返却する。
三領グラウンドについては、常駐している管理人の指示に従う。
- (2) 当日最終試合の両チームは、試合終了後グラウンド整備（ゴールの片付け・ごみ拾い等）を行う。
- (3) 試合開始60分前（※2部は40分前）に本部へ集合し、マッチミーティングを実施する。
- (4) ユニフォームは正副2着を準備し、背番号を必ずつける事とする。また、背番号のテープ等での仮留めや代用は認めない。
- (5) 試合球は、各チームにおいて新品同様の公認5号球を必ず1個用意する。
- (6) 審判は試合開始10分前までに選手の用具のチェックを行う。
- (7) 選手の交代は、本部を通じて行う。

- (8) 審判員は割当てされた試合について、運営本部を通じ事務局に報告をすること。
また、本規約第9条の罰則規定に当てはまる行為があった場合は、速やかに事務局に連絡し、事務局はその内容について審判委員会及び規律委員会に報告を行う。
- (9) 本部は必ず試合チームとの距離を適切に保ち、本部運営者・審判員（インストラクターを含む）・試合に関与しない連盟役員以外の常駐を認めてはならない。
また、本部運営者が試合の公平性に支障をきたす行為（選手への声援・罵声・差別とられる発言、その他、試合チームが不快に感じるような言動）は、絶対に慎まなければならない。

第11条【その他】

- (1) グラウンド内での事故・ケガ等については各チームの責任において処理すること。
但し、重大な事故・怪我（熱中症、骨折、心肺停止によるAED使用処置等の緊急かつ適切な処置が必要なもの）においては、その場にいる全員の協力を得て処理すること。
- (2) 各チームはスポーツ団体障害保険に加入を必須とする。

第12条【付則】

- (1) 本リーグの運営について必要な諸規則は理事会で定める。
- (2) 本規約の改廃は理事会における出席の2／3以上の賛成により議決し、承認を得るものとする。
- (3) 本規約は、平成20年3月9日から施行する。
本規約は、平成28年3月6日から施行する。
本規約は、平成29年3月5日から施行する。
本規約は、平成30年3月4日から施行する。
本規約は、平成31年3月3日から施行する。
本規約は、令和3年3月7日から施行する。
本規約は、令和4年3月6日から施行する。